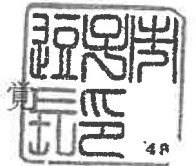




諮問第4号  
2021年（令和3年）4月8日

逗子市下水道事業運営審議会  
会長 鎌田 素之 様

逗子市長 桐ヶ谷



逗子市下水道使用料の改定について（諮問）

逗子市下水道使用料の改定について、逗子市下水道事業運営審議会条例第2条の規定により諮問いたします。

諮問事項

公共下水道使用料について、2022年（令和4年）7月1日から次のとおり改定したい。

1月当たりの公共下水道使用料の算出基礎額（税抜）

区分	1月当たりの排除水量	金額 (円)		
一般 汚 水	基本額	8立方メートルまでの分 679		
	加算額 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え 15立方メートルまでの分	104	
		15立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	109	
		20立方メートルを超え 25立方メートルまでの分	132	
		25立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	150	
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	154	
		40立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	185	
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	203	
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	229	
		500立方メートルを超え 5000立方メートルまでの分	266	
		5000立方メートルを超え 10000立方メートルまでの分	281	
		10000立方メートルを超える分	343	
		浴場汚水	1立方メートルにつき（現行のまま）	5

## 1月当たりの公共下水道使用料の算出基礎額（税抜）＜現行＞

区分		1月当たりの排除水量	金額 (円)	
一般 汚 水	基本額	8立方メートルまでの分	566	
	加算額 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え 15立方メートルまでの分	87	
		15立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	91	
		20立方メートルを超え 25立方メートルまでの分	110	
		25立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	119	
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	122	
		40立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	132	
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	145	
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	163	
		500立方メートルを超え 5000立方メートルまでの分	189	
		5000立方メートルを超え 10000立方メートルまでの分	199	
		10000立方メートルを超える分	243	
		浴場汚水	1立方メートルにつき	5